

平成28年

双葉町議会会議録

第4回定例会

12月13日開会～12月15日閉会

双葉町議会

平成28年第4回双葉町議会定例会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2

第 1 日 (12月13日)

議事日程	3
出席議員	4
欠席議員	4
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	4
職務のため議場に出席した者の職氏名	4
開 会	5
開 議	5
議事日程の報告	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
諸般の報告	5
行政報告	5
議案第67号から議案第74号までの一括上程	9
議案第67号から議案第74号までの提案理由の説明	9
散 会	11

第 2 日 (12月14日)

議事日程	13
出席議員	14
欠席議員	14
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	14
職務のため議場に出席した者の職氏名	14
開 議	15
議事日程の報告	15
一般質問	15
7番 岩本久人君	15

5番 清川泰弘君	24
4番 菅野博紀君	26
1番 羽山君子君	31
散会	36

第 3 日 (12月15日)

議事日程	37
出席議員	38
欠席議員	38
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	38
職務のため議場に参加した者の職氏名	38
開議	39
議事日程の報告	39
議案第67号の質疑、討論、採決	39
議案第68号の質疑、討論、採決	39
議案第69号の質疑、討論、採決	40
議案第70号の質疑、討論、採決	41
議案第71号の質疑、討論、採決	41
議案第72号の質疑、討論、採決	42
議案第73号の質疑、討論、採決	44
議案第74号の質疑、討論、採決	45
議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について	46
閉会	46

28 双葉町告示第24号

平成28年第4回双葉町議会定例会を、次のとおり招集する。

平成28年11月22日

双葉町長 伊 澤 史 朗

1. 期 日 平成28年12月13日（火）
午前10時

2. 場 所 双葉町役場いわき事務所 2階大会議室

○応招・不応招議員

○応招議員（7名）

1番 羽山君子君
3番 高萩文孝君
5番 清川泰弘君
8番 佐々木清一君

2番 白岩寿夫君
4番 菅野博紀君
7番 岩本久人君

○不応招議員（なし）

1 2 月 定 例 町 議 会

(第 1 号)

平成28年第4回双葉町議会定例会議事日程（第1号）

平成28年12月13日（火曜日）午前10時開会

開 会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告 監査・検査結果報告
第10回全国原子力発電所立地議会サミット報告
双葉地方広域市町村圏組合議会報告
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 議案第67号 双葉町結婚祝金支給条例の制定について
- 日程第6 議案第68号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第7 議案第69号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 日程第8 議案第70号 職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第9 議案第71号 双葉町特定疾患患者見舞金支給条例の一部改正について
- 日程第10 議案第72号 平成28年度双葉町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第11 議案第73号 平成28年度双葉町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第12 議案第74号 平成28年度双葉町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）

散 会

○出席議員（7名）

1番	羽山君子君	2番	白岩寿夫君
3番	高萩文孝君	4番	菅野博紀君
5番	清川泰弘君	7番	岩本久人君
8番	佐々木清一君		

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	伊澤史朗君
副町長	金田勇君
教育長	半谷淳君
総括参事	武内裕美君
秘書広報課長	板倉幸美君
総務課長	舶来丈夫君
復興推進課長	平岩邦弘君
戸籍税務課長	井戸川陽一君
産業課長兼 農業委員兼 農事局長兼 コミュニティー センター所長	志賀睦君
建設課長	猪狩浩君
住民生活課長	松本信英君
健康福祉課長兼 青年婦人会館長	橋本仁君
生活支援課長	志賀公夫君
教育総務課長	小野田真澄君
会計管理者	山本一弥君
代表監査委員	五十嵐一雄君

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長	山下正夫
書記	高橋春枝

◎開会の宣告

○議長（佐々木清一君） おはようございます。ただいまの出席議員は7名です。定足数に達しておりますので、ただいまから平成28年第4回双葉町議会定例会を開会します。

（午前10時00分）

◎開議の宣告

○議長（佐々木清一君） これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（佐々木清一君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（佐々木清一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において、5番、清川泰弘君、7番、岩本久人君を指名します。

◎会期の決定

○議長（佐々木清一君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、12月9日開催の議会運営委員会でご審議をいただき、本日から12月15日までの3日間とすることにご報告をいただきました。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から15日までの3日間に決定しました。

◎諸般の報告

○議長（佐々木清一君） 日程第3、諸般の報告を行います。

監査・検査結果の報告、第10回全国原子力発電所立地議会サミットの報告、双葉地方広域市町村圏組合議会の報告をします。

お手元に配付した報告書、議決書の写しをもって報告にかえさせていただきます。ご了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

◎行政報告

○議長（佐々木清一君） 日程第4、行政報告を行います。

町長、伊澤史朗君。

（町長 伊澤史朗君登壇）

○町長（伊澤史朗君） おはようございます。平成28年第4回双葉町議会定例会行政報告。

平成28年第4回双葉町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しい中、ご出席を賜り、まことにありがとうございます。

9月定例会以降の行政経過についてご報告いたします。

9月11日、第10回市町村対抗福島県軟式野球大会が県営あづま球場において開催され、10月16日には第3回市町村対抗福島県ソフトボール大会が相馬光陽ソフトボール場で開催されました。選手の皆さんの復興への願いがこめられた元気いっぱいのプレーに、大変勇気づけられたところです。

10月2日、震災後休止しておりました双葉町敬老会をいわき市のスパリゾートハワイアンズで開催し、県内外から多数の方々に参加いただきました。式典では、218名の出席者の代表として、101歳になられた今村チヨ様（長塚1区）に記念品を贈らせていただきました。また、福島民報社から、6組の金婚夫婦に表彰状と記念品が贈られました。式典終了後には、双葉町出身の演歌歌手、木村友衛さんによる歌謡ショーが行われ、出席された皆さんは楽しいひとときを過ごされていました。

10月3日から生活サポート補助金の申請受け付けを開始いたしました。また、大熊町と合同で、補助金の説明会を10月4日から11月12日にかけて、県内6カ所、県外9カ所の計15カ所で、延べ25回開催しました。説明会には528名の町民の皆さんの参加をいただきました。

10月14日から11月26日にかけて、福島県内7カ所、福島県外7カ所の計14カ所で町政懇談会を実施し、221名の町民の皆さんにご出席いただきました。町政懇談会では、まず私から、町内復興の取り組みについて報告した後、担当課長より、復興まちづくり計画（第二次）の検討状況、生活サポート補助金関係、町共同墓地整備等について、教育長より、町立学校の状況について説明を行いました。続いて、町民の皆さんから、町政全般について多くのご意見、ご要望、ご質問をいただきました。今回の懇談会で出されたご意見等を今後の町政運営に反映させるべく、検討を深めてまいる考えであります。

10月25日、26日の両日、郡山ビックアイで、双葉町芸術文化団体連絡協議会主催の第29回双葉町総合美術展と第3回双葉町民作品展覧会が開催され、すばらしい作品が展示されました。多くの町民の皆さんが会場を訪れ、作品の鑑賞とともにお互いの再会を喜び合いました。会員を初め出品されました皆さんに感謝申し上げます。

10月26日、中野地区復興産業拠点への立地に向けた、町商工会会員を対象とした企業説明会を開催し、15事業者に参加をいただきました。説明会では、町から、復興産業拠点の概要とインフラ復旧のスケジュールを説明した後、福島相双復興官民合同チームから、事業再開に係る支援策等について説明いただきました。今後は、今回実施した復興産業拠点への立地意向に関する調査結果を精査し、拠

点整備に反映させるとともに、産業団地への企業誘致を進めてまいります。

また、福島第一原子力発電所の廃炉関連事業者等に対しても、拠点概要等の説明会を11月11日に開催し、29事業者に参加をいただきました。

10月29日、30日の両日、勿来地区文化協会のご支援により、勿来市民体育館で開催された勿来地区総合文化展において、第3回双葉町民作品展覧会を開催しました。町立小中学校の児童生徒を初めいわき市、加須市などから町民の皆さんの作品が出展され、勿来地区の皆さんと文化交流を図りました。

10月31日、町内の帰還困難区域では初めてとなる駅西地区の本格除染が着工され、来年3月15日までに約40ヘクタールの除染が実施されます。

11月3日、いわき市植田町の「八幡平やまたまや」において、平成28年度双葉町表彰式を挙行いたしました。式では、4名の方々に功労表彰、3名の方々に善行表彰、10名の方々に永年勤続表彰、10団体に感謝状をそれぞれお贈りいたしました。

これまで多年にわたりそれぞれの分野で精励努力されてきたことに対して、その功績をたたえとともに、双葉町の復興に向けて今後とも一層のお力添えをお願い申し上げます。

また、表彰式終了後に、埼玉県加須市との「友好都市盟約締結式」を挙行いたしました。大橋良一加須市長を初め多くのご来賓の方々にご臨席を賜り、盟約書に調印いたしました。加須市とは、今後さらに交流を深め、新たな友好の歴史を築いていきたいと考えております。

11月5日、幼稚園・小・中学校による「梅檀祭」が、双葉町立学校仮設校舎体育館において開催されました。子供たちが一生懸命練習を重ね、和太鼓や創作劇、合唱などが発表され、参観された皆さんに大きな感動を与えました。

11月8日、町道山田郡山線改良工事の地権者説明会を双葉町いわき事務所で開催いたしました。

11月12日、震災後4回目となる双葉町消防団秋季検閲式を、双葉町立学校仮設校舎体育館で開催いたしました。団長の指揮のもと閲団と通常点検が行われ、団員の皆さんの士気の高さを確認いたしました。

11月15日、中間貯蔵施設の受け入れ分別施設及び土壌貯蔵施設の着工式が現地で開催されました。

また、同日、福島第一原子力発電所を視察し、廃炉措置の実施状況について確認してまいりました。当日は、5、6号機中央操作室や既設の个体廃棄物貯蔵庫第7棟及び建設中の第9棟、个体廃棄物関連設備等の整備予定地などを確認したほか、新事務棟では、東京電力社員に対して、日ごろからの廃炉作業への地道な努力に、町民を代表して謝意を伝えたところです。今後の廃炉措置の取り組みが町の復興に大きく影響していくこと、さらに社員一人一人が廃炉への強固な意志を持って日々精励されるようお願いしたところであります。

町としましても、東京電力が計画している个体廃棄物関連設備等の新・増設を初めとする福島第一原子力発電所の安全かつ着実な廃炉措置の実施と、正確かつ迅速な情報提供を引き続き強く求めてまいります。

11月20日、第28回市町村対抗福島県縦断駅伝競争大会が開催されました。選手の皆さんは、大会を前に北塩原村で2泊3日の合宿を行い、チームワークを高め、当日は心を一つにして大会に臨み、見事な走りを見せてくれました。選手の頑張りや、町民の皆さんに元気と感動を与えていただいたものと思います。監督・コーチ・選手、そしてご支援していただきました関係者の皆さんに改めて感謝申し上げます。

11月25日、9月に実施した「双葉町住民意向調査」結果の速報版が公表されました。今回の調査結果のうち帰還意向について、「戻りたいと考えている」という回答割合が0.1ポイントふえており、町の復興に対する町民の期待感のあらわれと考えております。今回の調査結果を重く受けとめ、町の復興が目に見えて実感できるよう、引き続き復興の取り組みを推進してまいります。

11月30日、福島県の施策である「グローバル人材を育む小中連携英語教育推進事業」の一環として、双葉中学校で3年生の英語の授業公開が行われました。授業は全て英語で進められ、小中連携の英語教育を目指す小中学校の教職員や保護者など多くの参加者から高い評価を得たところです。

町立幼稚園・小・中学校の児童生徒数は、12月5日現在40名となっております。今後も教育環境を充実させ、復興に資する人材の育成と生徒数の増加に向けて取り組んでまいります。

12月1日、県内の学校等の除染土壌等の一時保管場として使用するため、環境省で進めていた双葉総合公園の一部の整備が完了し、県内の学校等の除染土壌の搬入が開始されました。

12月2日、町の復興に向けた重点課題について、平成29年度予算編成等に向けて、国への要望活動を行いました。要望項目としては、復興財源と国の支援体制の長期的な確保、「帰還困難区域の取り扱いに関する考え方」の早期具体化と町の意向を最大限尊重した計画の認定、帰還困難区域全域の帰還環境整備・避難指示解除に向けた取り組みの継続、「中野地区復興産業拠点」の整備や「JR双葉駅西側・新市街地ゾーン」等の町内の生活拠点整備に向けた支援、町内除染の早期かつ計画的な実施、被害実態に即した賠償の実施と町民の生活支援、避難者に対する高速道路の無料措置の延長、医療費一部負担金等の減免の継続など強く要望してまいりました。

要望先の大臣などには、町からの要望内容について、おおむねご理解をいただいたと考えておりますが、引き続き町の復興と町民の生活再建の実現に向けて、国等への働きかけを粘り強く行ってまいります。

12月5日、白河市に整備された復興公営住宅の南湖南団地と白坂団地の鍵引き渡し式が行われました。復興公営住宅については、白河市のほか、いわき市、郡山市、南相馬市など県内各地で整備が進み、順次入居が行われているところです。鍵引き渡し式では、復興公営住宅の早期完成に向けて、国、県を初め関係機関の一層のご尽力を改めて私からお願いしたところです。

次に、いわき市勿来酒井地区の復興公営住宅の入居者募集状況ですが、現在集合住宅48戸と木造長屋（テラスハウス）8戸の再募集が来年1月11日まで、戸建て住宅3戸の定期募集が12月21日まで行われていますので、引き続き県とも連携した入居支援に取り組んでまいります。

また、勿来酒井地区復興公営住宅の基盤整備工事の工事進捗率は、10月末現在で45%となっています。

「復興まちづくり計画（第二次）」の策定に向けた取り組みについてですが、10月以降、「人の復興部会」と「町の復興部会」をそれぞれ1回ずつ開催し、帰還困難区域の取り扱い方針を踏まえた今後の町の取り組みについてご議論いただきました。

これまでの部会での意見も踏まえ、11月1日の第2回双葉町復興町民委員会に第二次計画の骨子案、12月1日の第3回委員会に第二次計画の案をそれぞれお示しし、熱心なご議論をいただきました。特に第3回委員会では、「復興まちづくり計画（第二次）策定に関する意見書」を取りまとめ、田中委員長及び岡村副委員長から手交いただきました。

現在、計画の精査を進めているところであり、月内を目途に「復興まちづくり計画（第二次）」を策定したいと考えております。今後は、町の復興に向け、計画に盛り込まれた内容の早期実現を目指し、強い意気込みを持って取り組みを進めていきたいと考えておりますので、議会の皆さんにもご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、本定例会に提案いたしました案件について申し上げます。条例の制定が1件、条例の一部改正が4件、補正予算（案）が3件、合わせて8件となりますので、慎重なるご審議をいただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（佐々木清一君） これで行政報告を終わります。

◎議案第67号から議案第74号までの一括上程

○議長（佐々木清一君） 日程第5、議案第67号から日程第12、議案第74号までを一括上程したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第67号から議案第74号までを一括上程いたします。

◎議案第67号から議案第74号までの提案理由の説明

○議長（佐々木清一君） 議案第67号から議案第74号までの提案理由の説明を求めます。

町長、伊澤史朗君。

（町長 伊澤史朗君登壇）

○町長（伊澤史朗君） 議案第67号 双葉町結婚祝金支給条例の制定についてであります。町民の結婚を祝福し、祝金を支給することにより、明るい家庭づくりと復興を担う後継者の育成を図り、双葉町の振興、発展に寄与するため、条例を制定するものです。

議案第68号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正についてであり

ますが、国の人事院勧告及び福島県人事委員会勧告を踏まえ、期末手当の支給率を改正するものです。

議案第69号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正についてであります。国の人事院勧告及び福島県人事委員会勧告を踏まえ、期末手当の支給率を改正するものです。

議案第70号 職員の給与に関する条例の一部改正についてであります。確定拠出年金法の改正に伴う所要の改正と、国の人事院勧告及び福島県人事委員会勧告を踏まえ、給料、勤勉手当の支給率を改正するものです。

議案第71号 双葉町特定疾患患者見舞金支給条例の一部改正についてであります。難病の患者に対する医療等に関する法律及び児童福祉法の一部を改正する法律の施行に伴い、これまでの疾患に加え、法律により新たに指定された疾患を見舞金の対象とするため、改正するものです。

議案第72号 平成28年度双葉町一般会計補正予算（第4号）についてであります。歳入歳出それぞれ1億171万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額は112億4,531万4,000円となります。

歳入の主なものについて申し上げます。町税は、固定資産税の償却資産分の増などにより6,643万円を追加いたしました。国庫支出金のうち国庫負担金は、深谷跨線人道橋公共土木施設災害復旧事業の財源として公共土木施設災害復旧費国庫負担金等を追加し、国庫補助金は、経済対策分として新たに給付する臨時福祉給付金の財源として、臨時福祉給付金（経済対策分）事業費並びに事務費を追加いたしました。国庫委託金は、農地除草（防火帯設置）業務委託料等の減額により、福島原子力災害避難区域等帰還・再生加速事業委託金を減額し、国庫支出金は合わせて3,343万9,000円を追加いたしました。繰入金は、中間貯蔵施設整備等影響緩和交付金基金繰入金の減額などにより918万7,000円を減額いたしました。

歳出の主なものについて申し上げます。総務費は、事務所確保の経費や固定資産（標準宅地）鑑定評価業務委託料など3,956万円を追加いたしました。民生費は、臨時福祉給付金（経済対策分）事業費など5,023万4,000円を追加いたしました。農林水産業費は、農地除草（防火帯設置）業務委託料など3,534万9,000円を減額いたしました。土木費は、双葉インター線に係る用地費や補償費のほか公共下水道事業特別会計繰出金など2億2,164万4,000円を減額いたしました。教育費は、仮設校舎敷地造成工事や生まれふたばっ子事業業務委託料など1,141万7,000円を減額いたしました。諸支出金は、東日本大震災復興基金積立金や特定原子力施設地域振興事業公共用施設事業運営基金積立金など2億7,082万6,000円を追加いたしました。

また、繰越明許費として、臨時福祉給付金（経済対策分）事業を計上いたしました。

議案第73号 平成28年度双葉町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。歳入歳出それぞれ4,592万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額は16億7,326万6,000円となります。

歳入は、国庫支出金が療養給付費等負担金の減などにより3,781万9,000円の減額、共同事業交付金が保険財政共同安定化事業交付金の減などにより1,689万9,000円の減額、繰入金は保険基盤安定分などの一般会計繰入金の増により699万6,000円を追加いたしました。

歳出は、保険給付費が一般被保険者療養給付費の減などにより3,982万2,000円の減額、共同事業拠出金は高額医療費共同事業拠出金や保険財政共同安定化事業拠出金の増により507万6,000円を追加いたしました。

議案第74号 平成28年度双葉町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。歳入歳出それぞれ2,845万円を減額し、歳入歳出予算の総額は2億7,831万9,000円となります。

歳入は、東京電力からの原子力損害賠償金（24～26年度分）の収入により、一般会計からの繰入金8,143万9,000円を減額し、諸収入の雑入に5,298万9,000円を追加いたしました。

歳出は、公共下水道事業費のうち下水道維持費の下水道施設被災調査業務委託料3,150万円を減額し、下水道建設費に公共下水道に係る計画設計業務委託料300万円を追加いたしました。

以上、提案いたしました議案についてご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（佐々木清一君） 提案理由の説明を終わります。

◎散会の宣告

○議長（佐々木清一君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

ご苦労さまでした。

（午前10時25分）

1 2 月 定 例 町 議 会

(第 2 号)

平成28年第4回双葉町議会定例会議事日程（第2号）

平成28年12月14日（水曜日）午前9時開議

開 議

日程第1 一般質問

7番 岩 本 久 人 君

5番 清 川 泰 弘 君

4番 菅 野 博 紀 君

1番 羽 山 君 子 君

散 会

○出席議員（7名）

1番	羽山君子君	2番	白岩寿夫君
3番	高萩文孝君	4番	菅野博紀君
5番	清川泰弘君	7番	岩本久人君
8番	佐々木清一君		

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	伊澤史朗君
副町長	金田勇君
教育長	半谷淳君
総括参事	武内裕美君
秘書広報課長	板倉幸美君
総務課長	舶来丈夫君
復興推進課長	平岩邦弘君
戸籍税務課長	井戸川陽一君
産業課長兼 農業委員兼 農事局長兼 コミュニティセンター所長	志賀睦君
建設課長	猪狩浩君
住民生活課長	松本信英君
健康福祉課長兼 青年婦人会館長	橋本仁君
生活支援課長	志賀公夫君
教育総務課長	小野田真澄君
会計管理者	山本一弥君
代表監査委員	五十嵐一雄君

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長	山下正夫
書記	高橋春枝

◎開議の宣告

○議長（佐々木清一君） おはようございます。ただいまの出席議員は7名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

（午前 9時00分）

◎議事日程の報告

○議長（佐々木清一君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

◎一般質問

○議長（佐々木清一君） 日程第1、一般質問を行います。

通告順位に従って行いたいと思います。

通告順位1番、議席番号7番、岩本久人君の一般質問を許可いたします。

7番、岩本久人君。

（7番 岩本久人君登壇）

○7番（岩本久人君） おはようございます。議席番号7番、岩本久人でございます。ただいま議長より一般質問の許可をいただきましたので、あらかじめ通告いたしましたとおりに質問させていただきます。

その前に、初めに、震災後5年と9カ月が過ぎますけれども、帰還がかなわず避難場所でお亡くなりになられました方に、改めてご冥福をお祈りしたいというふうに思います。

それでは、質問に移らせていただきます。1点目、帰還困難区域の除染について。政府は、ことし8月31日に、帰還困難区域の取り扱いに関する考え方を提示しました。5年をめどに市町村が復興拠点等を整備する計画を策定し、国が当該計画を認定する。そして、整備に当たっては、除染とインフラ整備を一体で行い、帰還困難区域に対する区域の再編、見直しはしないで、復興拠点等の整備がおおむねできた段階で、当該区域の避難指示を解除するという基本的な方針を発表しました。しかしながら、帰還困難区域全体の96%を考えると、さまざまな課題があると思いますが、次の3項目について町としての考えをお伺いします。

1点目、復興拠点整備計画の策定の考えをお伺いします。

2点目、復興拠点外区域の整備の考えをお伺いします。

3点目、帰還困難区域全体の町としての除染実施計画の考えをお伺いします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

（町長 伊澤史朗君登壇）

○町長（伊澤史朗君） おはようございます。7番、岩本久人議員の質問にお答えいたします。

1 番目の帰還困難区域の除染についてであります。まず第 1 点目の復興拠点整備計画策定の考えについてのおたただしですが、町としては、帰還困難区域の面的除染を初めとする新たな枠組みによる復興事業に、可能な限り早期に着手できるよう、平成29年度のなるべく早い時期に、年内に策定を予定している「双葉町復興まちづくり計画（第二次）」に基づきながら、まずは当面 5 年程度で重点的に取り組む「復興拠点」を検討し、その整備計画を作成の上、国の早期認定を求めていきたいと考えております。

次に、2 点目であります。復興拠点外区域の整備の考え方についてのおたただしですが、町としては現時点では、高線量の区域を含め、双葉町全域の帰還が可能となるまで、町の再興が完全に果たされたとは言えないと考えております。このため、双葉町全域の復興に向け、今年 8 月の政府方針で帰還困難区域全域の避難指示解除への決意を示した国や県と連携しながら、今後の放射線量の低減の状況を踏まえ、中長期的に取り組みを推進していきたいと考えております。

いずれにしても、まずは双葉町に帰還可能な環境を早期に整備するため、町内全域の復興を同時に進めるのではなく、まずは「復興拠点」から重点的な取り組みを始め、計画的かつ段階的に進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

次に、3 点目の帰還困難区域全体の町としての除染実施計画についてのおたただしですが、放射性物質汚染対処特別措置法により、除染特別地域に指定されている当町は、国が特別地域内除染実施計画を策定することとなっていることから、町として策定した計画はありません。帰還困難区域の除染については、国が策定した除染実施計画で実施方針が示されており、その方針に該当する箇所をその都度要望する形で除染を行ってまいりました。

平成28年 8 月31日に国から示された帰還困難区域の取り扱い方針では、復興拠点の除染とインフラ整備を一体的かつ効率的に扱うこととしており、復興拠点を設定することが、すなわち除染の範囲及び優先順位を設定することにもなると考えられます。

町としましては、復興拠点に設定に当たっては、国の取り扱い方針が求める 5 年程度で整備できる範囲を念頭に置きつつ、震災前の居住状況等を踏まえ、生活圏となる、できるだけ広い範囲の復興拠点として設定し、国に除染の実施を求めていく考えです。また、復興拠点整備の進捗状況等を踏まえて、その区域を段階的に拡張してまいります。

国の帰還困難区域の取り扱い方針においては、たとえ長い年月を要するとしても、将来的に帰還困難区域の全てを避難指示解除し、復興・再生に責任を持って取り組むとの決意が示されております。町としましては、町内の帰還困難区域全域で必要な除染が実施され、町民が安心して帰還できるよう、復興拠点の設定及び除染の実施を粘り強く求めてまいります。

○議長（佐々木清一君） 7 番、岩本久人君。

○7 番（岩本久人君） 答弁ありがとうございました。

再質問ですけれども、復興拠点外の区域の除染というものを、今後10年程度のスパンで国のほうに

認定を求めていくというのでありますけれども、具体的にどこをどうするのかというのが今後の問題であると思いますし、現時点では不透明なところであるのかなというふうに思っております。

今回の国からの基本方針で、区域見直しをしないところに私は問題があるのかなというふうに思っております。当町は帰還困難区域が96%もあるにもかかわらず、線引きをしないと。今6号線にバリケードが張られておりますけれども、向こう5年間でこのバリケードが撤去できるのかどうか。そのままの状態ですってしまふのかどうか。やはり6号線のバリケードは、早急に除染を進めて、バリケードはやはりセットバックしていくと。やはり避難区域を狭めていくというのが、今後課せられた課題ではないかなというふうに思っております。

確かに帰還困難区域を区域見直しをした場合に、また新たな住民同士の分断を招く恐れはあるとは思いますが、今の現在では町民の帰還意識を損ねる、問題の先送りだったのかなというふうに私は思いますが、この基本方針に対して町長の考えはどうだったのかお伺いしたいと思います。

それと、5年を目途に、復興拠点を除染、インフラ整備をして解除をするということでございますけれども、今ほど町長がおっしゃったように、復興まちづくり計画の中で、町内復興拠点の整備のイメージは、駅周辺を中心に南北へ拡大するイメージがありますけれども、その優先順位で除染を進めていくにしても、具体的な除染エリアを広げていく除染方針と、除染の実施計画というものがやっぱりなくてはいけないのかなと。復興拠点整備計画の中で、町として今後こういうふうに除染を進めていくかどうかということをお示ししていくのかどうかわかりませんが、具体的にそれぞれの行政区、果たして自分のところが5年あるいは10年の間に除染をしていただけるのかどうかというふうな、そういう不安というのもやっぱり多くの行政区の方は思っているのかもしれない。

他町村のことを言うとまた叱られますけれども、大熊町では400ヘクタールという計画を立てて、順次切れ目のない除染計画を実施しております。区域を見直ししないからこそ、新たな復興拠点も含めた除染の実施計画というものを、それも国が示すものだといっても、やはり町でもしっかりとしたそういう方針がないと、国にも示すことができないのではないかなと、そういうふうに思いますので、これはことし3月の一般質問でも、除染実施計画を立てないのかというふうな質問をして、町長の今の答弁と大体同じような答弁をいただいているわけですが、再度町としての除染計画についてお伺いいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 岩本議員の再質問にお答えいたします。

まず、1番目ですが、町としても現時点では、高線量区域を含め、双葉町全域の帰還が可能となるまで、町の再興が完全に果たせたとはいえないと考えておりますが、一方で、町に帰還可能な環境を早期に整備するためには、平成27年3月に策定した長期ビジョンでもお示したとおり、町の復興を計画的かつ段階的に進めていく必要があると考えております。まずは、復興拠点から取り組みを進めた上で、双葉町全域の復興に向けて、政府方針において帰還困難区域全域の避難指示解除への

決意を示した国や県と連携しながら、今後の放射線の低減の状況を踏まえつつ、中長期的に取り組みを推進してまいりますので、ご理解いただきたいと思います。

なお、見直しを行うことによってというふうな考え方につきましては、今年8月に出された政府方針では、帰還困難区域の避難指示解除準備区域または居住制限区域への見直しは行わないこととされており、今後の線量の低下いかんにかかわらず、双葉町のほとんどのエリアについて、今後とも中長期的に「帰還困難区域」という名前が残ることとなりますので、このことによる風評被害の発生が最も懸念されるところであります。

こうした中、町としても今月2日、議会との連名により中央要望を行い、政府方針において避難指示解除、避難指示区域の見直しは行わないとするとともに、風評対策などを適切に講ずるとした国において、「帰還困難区域」という名称が残ってしまう地域の復興が風評によって遅れることが決してないよう、風評対策に確実に取り組むよう要望を行ってきたところでございます。

除染計画につきましては、先ほど議員からご指摘がありましたように、国のほうでそういうふうな計画を立てるということでありますが、町としても今後、6号線のバリケードなどにつきまして、立ち入り制限のセットバックも検討し、復興の拠点とあわせて取り組みをしていきたいというふうを考えております。

まず、いずれにしても優先順位を決めながら復興拠点のエリアを広げていくというふうを考えておりますし、先ほどご指摘のあった大熊町の考え方も十分理解できますが、双葉町は双葉町としての線量マップも独自につくってございますし、そういったものを十分精査しながら今後の帰還困難区域の復興拠点の取り組みを進めていきたいというふうと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（佐々木清一君） 7番、岩本久人君。

○7番（岩本久人君） 町長、国の基本方針の中身の説明はわかりましたけれども、その国の基本方針について、私は問題の先送りだったのかなというふうに思っているのです、見直しをしないということは、町長は、国の基本方針について、町長の考え、どういうふうにこの基本方針を受けとめていたのかどうか、その辺のところをお聞きしたかったわけです。再々質問の中でお答えいただきたいと思いますので、思うのですけれども。

なかなか帰れないところをこれからどうするのかというのが、一番の問題になってくるのかなというふうに思っております。戻れるところ、戻れないところ、5年間でどう判断していくのか。いや、10年間でどう判断していくのか。大字単位で復興拠点整備などもこれからしていくのかどうか。やはり自分たちの大字というものに対しての執着心というのが、私はやっぱりすごく強いのではないかなと思うのです。大字にはいろいろな神社や仏閣やらお墓とか、やはり住民のよりどころがあります。そういったところをこのままずっと放置しておいていいのかどうか。そういうふうなところから、きちっとやっぱり整備をしていただきたい。

そして、住民が帰還するときちょっと立ち寄れるような、住民の方に安心感を与えていただきたいというふうに思うのですけれども、この間、住民意向調査の帰還の意向も、わずかですけれども、戻りたいという方のポイントが上がりましたけれども、全協ではちょっと申し上げなかったのですけれども、行政区単位の帰還の意向というのも出して公表していただきたいなど。行政区単位です、町全体ではなくて。行政区単位の帰還意向。そんなことも復興庁のほうと調整していただきたいというふうに思いますけれども。

いずれにしても、町長、今後町政を担う上で苦渋の判断となる場面もあるというふうに思いますが、最後にこの96%の帰還困難区域の全体的な除染に対して、ご決意を述べていただきたいと思います。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 岩本議員の再々質問にお答えいたします。

まず、国の帰還困難区域の取り扱い方針においては、たとえ長い年月を要するとしても、将来的に帰還困難区域の全てを避難指示解除し、復興再生に責任を持って取り組むとの決意が示されているところでございます。そのとおり国には、間違いないよう取り組みをしていただきたいというふうなことで、町としてもそういったことに取り組んでいきたいというふうに考えております。

また、議員からご指摘のあった各行政区単位にある神社や仏閣、そういった伝統や、そういったものに関しても、十分最大限の配慮をしながら、保存も含めた取り組みというのは当然やっていかななくてはならないと思っております。ただ、何分帰還困難区域の除染の方向性につきましては、先ほどの答弁でも申し上げているとおり、エリアが決まっております、それを町全体としてできるかという、これは非常に難しい状況でありますので、先ほどから申し上げておりますように、それぞれの優先順位を考えながら、そして町としては放射線マップをつくっておりますから、放射線の低減の状況も見ながら、町民が戻れるようなエリアを広げていきたいというふうに考えております。

また、行政区単位の意向調査の発表ということですが、これにつきましては検討させていただきたいと思います。

○議長（佐々木清一君） 7番、岩本久人君。

○7番（岩本久人君） 続いて、質問に移らせていただきます。

2番、被災者生活再建支援制度についてお伺いいたします。東日本大震災による大地震、大津波等の自然災害により、居住する住宅が全壊あるいは大規模半壊するなど、生活基盤に目立つ損害を受けた世帯に対し、被災者生活再建支援金が支給されますが、町としての対応をお伺いします。

1点目、現在までの支給世帯数をお伺いします。

2点目、現在までの家屋被害調査の件数と被害内訳をお伺いします。

3点目、被災者生活再建支援金について、原発事故で長期避難に伴う家屋損壊に対する町の考えをお伺いします。よろしくお願ひします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 2番目の被災者生活再建支援制度についてであります。まず1つ目のおただしの被災者生活再建支援金の支給世帯数についてのおただしですが、平成28年度11月末現在で、基礎支援金の支給件数が122件、加算支援金が90件となっております。

次に、2つ目のおただしの現在までの被害調査の件数と内訳についてのおただしでございますが、平成26年度から家屋被害認定調査を実施しており、平成28年度10月末までの調査件数は183件で、判定結果の内訳は全壊31件、大規模半壊40件、半壊102件、一部損壊10件となっております。

3番目のおただしであります被災者生活再建支援金について、原発事故で長期避難に伴う家屋損壊に対する町の考え方についてのおただしであります。被災者生活再建支援金は、市町村が発行する「り災証明書」に基づき、「自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた方に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して」支給するものですが、その支給対象となる「自然災害」は、被災者生活再建支援法の規定により、「暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生ずる被害」と定義されており、原子力発電所事故による長期避難に伴う経年劣化等は、罹災判定基準に含まれないこととされております。

この点、町としては、本制度のあり方を考える上では、ふるさとに戻れない中で、獣害等による家屋の経年劣化が進む町民の苦しい現状を踏まえるとともに、本交付金が各都道府県の拠出した基金等を原資とし、地震・津波により住宅を喪失し、東京電力からの住居確保損害に係る原子力損害賠償が支払われていない方々の唯一の公的な救済手段となっているものであることを留意した検討が必要であると考えておりますが、避難期間が今後とも継続されることが見込まれる当町の特殊事情を考慮され、制度の改正を図られるよう要望したいと考えております。

なお、環境省による家屋解体も、市町村が発行する「り災証明書」に基づいて行うこととされておりますが、この場合の判定基準については、制度趣旨の違いから、被災者生活再建支援法に基づく被災者生活再建支援金の交付基準とは切り離し、獣害等による家屋の経年劣化も罹災判定の基準に含まれることとされております。このように制度の違いがあることをご理解願います。

○議長（佐々木清一君） 7番、岩本久人君。

○7番（岩本久人君） ご答弁ありがとうございました。再質問をさせていただきます。

今の最後の答弁のほうで答えが出ていたのかどうかちょっとなのですが、町西40ヘクタールの除染が今始まっています。解体除染を希望する地権者、所有者の方がいらっしゃると思うのですが、既に家屋調査が済んで、り災証明書を発行しているのかどうか、それをちょっとお伺いしたいというふうに思います。

解体希望されている方、何件かありますよね。40件ほど。家屋調査が済んで、り災証明書を既に発行されているのかどうか。解体してからでは、り災証明書を発行できないと思いますので。

今ほど町長の答弁の中にもありました被災者生活再建支援制度は、自然災害、あと自然現象により生じた被害に支給されるということでございます。全壊、半壊、大規模半壊とか要件があるのですけ

れども、その対象要件の中に、町長からも答弁がありましたけれども、住宅が居住不能なものとなり、かつその状態が長期にわたって継続することが見込まれる世帯というのも要件の中に入っています。ところが、原発の災害によって、原発事故によって長期に避難という、その考え方では該当しないというような今現在のところの方針なのですけれども。

被害家屋の被害認定調査の中で、屋根の損害の割合というのが大体15%ぐらいらしいのです。瓦が落ちたりなんか、そういう被害というのが15%ぐらい。当初応急処置をしましたけれども、雨漏りによって、帰還困難区域なものですから、当初応急の修繕はしていただきましたけれども、しかし長期間放置したために、屋根が落ちてしまった家屋も相当あるわけです。有害鳥獣での被害もありますけれども、そういった一部の損壊家屋であったにしても、長期期間避難という原因で、屋根が落ちて青空が見える、そういう、小さな損壊が大きな損害を招いているわけなのです。ましてや帰還困難区域という、町長もおっしゃったように特殊な区域だからこそ、これはやっぱり特例措置をとるべきではないのかなというふうに、当町だけではない問題になってしまいますけれども、これから除染が進んでいって、中間貯蔵の地権者の方の家屋もそのとおりです。やはりもう住めないという住宅もあるわけですから、ぜひとも特例措置をとるべきではないのかなというふうに思うのですが、再度お伺いいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 岩本議員の再質問にお答えいたします。

まず、双葉町駅の西の40ヘクタールのエリアについてであります。当然それぞれの被災をした人たちの権利であります、被災者生活再建支援の制度そのものを活用していただくというのは、これは我々としては当たり前のことだと思っておりますし、また解体除染という本人の意思によってとり行わなくてはならないという、先ほど1回目の答弁の中で申し上げました、ちょっと判断の基準に、今回解体除染に関する考え方に関しては、大規模半壊、全壊、一部損壊とか、そういったものに関する被災者生活再建支援金制度の判断に委ねられるものと、今回解体除染ということになりますと、そのものに関しては町の判断ということが大分加味されるのかなというふうに考えております。

そういったことで、今議員からご指摘のあったことは十分対応していかなくてはならないと思っておりますし、先ほど来申し上げております、避難期間が今後とも双葉町に関しては継続されるということが見込まれる当町の特殊事情を考慮されて、制度の改正が図られるように、町としても粘り強く国に働きかけていきたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

また、家屋の評価の件数や、その中身についての説明を戸籍税務課長にさせます。

○議長（佐々木清一君） 井戸川戸籍税務課長。

○戸籍税務課長（井戸川陽一君） ただいまの町西地区の40ヘクタールの件数であります。町全体で家屋被害調査認定はしておりまして、町西地区もちろんその中で調査を行っております。ただ、40ヘクタールの中で何件という数字的なものはちょっと把握しておりません。申しわけございません

が、把握していないところです。ただ、町西地区でも数件は評価をしております。

○議長（佐々木清一君） 7番、岩本久人君。

○7番（岩本久人君） 長期期間の避難の影響で相当家屋が損壊をしている、経年劣化をしているということを、家屋調査においても、その被害実態を考慮した均一な被害認定をしていただきたいというふうに切に思います。り災証明書を発行するのは町長でありますから、まずその要件を明白にして、速やかに発行をしていただきたいと思っておりますので、今後ともよろしく願いいたします。

続いて、3点目についてご質問いたします。生活サポート補助金についてであります。中間貯蔵施設等影響緩和交付金を活用した、避難先での不自由な生活負担に対して、生活サポート補助金事業の申請が先日10月3日より始まっております。各地で説明会や個別相談も実施し、町民からさまざまな意見が出ていると思っておりますが、改善点があるのかどうか、今後見直しや検討する余地があるのかどうかお伺いいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 3点目の生活サポート補助金について、生活サポート補助金事業の申請が始まっているが、改善点があるのか、今後見直し検討するのかとのおただしでございますが、生活サポート補助金は、今年度より大熊町との共同で取り組んでいる新しい補助金制度であります。4月に制度内容のリーフレットをお送りし、5月からコールセンターを設置して、町民の皆様からの問い合わせ等に対応しているところです。

申請の受け付けを10月3日から開始し、それに合わせて10月4日から11月12日にかけて、大熊町との合同説明会を福島県内6カ所、福島県外9カ所の計15カ所で延べ25回実施いたしました。また、いわき事務所で常設の窓口を設置し、郡山支所・埼玉支所での臨時窓口により相談や説明などを行ってまいりました。

この間、相談窓口や説明会、コールセンターには、町民の皆さんから制度に対するご意見をいただいております。「高齢者など申請が困難な方はこの制度を活用できないのではないか」という内容のほか、申請を簡素化し、一括交付できるようにしてほしいとのご意見を多くいただいております。

補助金制度の構築に当たっては、町民の皆さんにとってよりよい制度となるよう、一括で交付する方法も含めて検討を重ねてまいりましたが、この補助金の財源は、中間貯蔵施設整備等影響緩和交付金であり、交付金の活用状況を管理する環境省とも協議を進める過程で、「用途を特定しない形での一括交付の形式は許容されない」との結論に至り、支出の実績に応じた補助金という枠組みでの制度となりました。また、一定の制限がある中で、交通費のように領収書等の提示は不要とし、標準交通費により申請できるようにするなど、なるべく負担を軽減できるよう努めてきたところであります。

皆様からいただいたご意見等につきましては、双葉町と大熊町の両町で対応を検討するとともに、引き続き国への要望・協議を粘り強く行ってまいりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（佐々木清一君） 7番、岩本久人君。

○7番（岩本久人君） 答弁ありがとうございました。それでは、再質問なのですけれども、せんだっての全協で町政懇談会の概要をいただきました。その中で、サポート補助金についての町民の意見が早速出ております。高齢者や障がいを持った方、施設入居者など、お金が使えないという人がいた場合に、町民に対する不公平感があるが、町としてどのように考えているのかという町民の質問であります。

町のほうの回答が、高齢者などの対応は、まずは28年度どのように使えるのか確認し、町で未請求者の状況を把握できるので、未請求者になっている方の請求を催促します。それでもできない状況ならば、町や事務局の方で申請の手続サポートをするやり方で検討いたしますと。催促とか手続サポートとかと。だから、障がいのある方、施設に入居されている方、この生活サポート支援金のやはりメニューでは使えないから、こういうふうな質問が出ているわけです。それに対して、催促とか手続をサポートするとかという、そういう問題ではなくて、何のための使い勝手のいい、自由度のある生活サポートなのかということに問題があるというふうに思うのです。町長も切ないところだとは思いますが、まず該当するメニューがない、そういう方もいると。

今の答弁の中で、国が、人を認定しないという、人を認定した補助金の制度ではないというのは、これは何のための、避難先で不自由な生活をしている方に対する、町が支援をするという、そういう理念を持った、そういう補助金制度なのに、人を認定しないという、そういうこと自体がもう冷たいのです。やはり高齢者、要介護の認定のある方、そういう人たちにも満遍なくやはり使っていただけるような、そういう制度づくりをしなければいけないのではないかなというふうに思うのです。

これは、補助金というふうになっていますけれども、補助金とか交付金、あと給付金とありますけれども、補助金と給付金の違いは何なのですか。補助金と給付金の違い、それをちょっと説明していただきたいのですけれども。

私は、高齢者や障がい者の方、また要介護の弱者の方に、例えば定額で、10万円と、全額というわけにもいかないでしょうから、5万円ぐらいの範囲でそういう方には給付すると。給付。補助ではなくて給付。そういう制度のやり方なんかは提案できないものなのかどうか。お願いします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 岩本議員の再質問にお答えいたします。

まず、生活サポート補助金に関して、もっと使い勝手のいいものにできないのかというおただし、全般的にそういうふうな中身だと思えます。特に高齢者の方に対して非常に、もっと簡素化できるような中身にならないのかというご指摘でございますし、特に高齢者の方に関しては、介護や福祉にかかわるいろいろな利用とか、そういった経費というのは、当然我々もかかるものだろうというふうに考えておるところであります。そういったものに関して、もっと使い勝手のいいような取り組みというのは考えていかななくてはならないと思えますし、これは大熊町と連携してやっておりますので、そういったような問題点を洗い出して、来年度以降にそういうふうな、高齢者の方たちがもっと使いや

すいような制度にできるよう国と交渉をしていきたいと思ひます。

ただ、何度も申し上げますとおり、交付金というどうしても縛りがあるということで、限界はあると思ひます。そういった中で、どれだけこの制度が住民の皆様に役に立つような制度にできるかというのは、今後粘り強く取り組んでいきたいと思ひております。

また、先ほど交付金の、今回のサポート補助金についてですが、用途を特定しない形での一括交付の形式は許容されないということでありますので、その辺も重ねてご理解いただきたいと思ひます。

また、補助金と給付金の違いについては、総務課長に説明させます。

○議長（佐々木清一君） 船来総務課長。

○総務課長（船来丈夫君） ただいまの岩本議員のご質問についてご説明申し上げます。

補助金と給付金の違いであります。補助金につきましては使ったもの、実績に基づいて、その一部を補助するのが補助金。給付というのは、一定の例えば65歳以上とか、そういう年齢制限をあらかじめ設けていまして、その方に対して要するに給付する、これが給付金というような、簡単であります。そういう説明をさせていただきたいと思ひます。

以上です。

○議長（佐々木清一君） 7番、岩本久人君。

○7番（岩本久人君） わかりました。けれども、補助金であれ給付金であれ、町民の皆さんに公平に役立ってもらいたいというがための年間の10万円でしょうから、そこはやはり上のほうからではなくて、きちっとやっぱり同じ目線で町民の皆さんの要望というものを聞いていただきたい。

簡素な給付措置、今回の補正予算の中でも、臨時福祉給付金というのがあるのです。今総務課長が言ったように、条件とか要件、例えば70歳以上とか、そういう高齢者とか要介護の方とか、特定した人たちに対して簡素な給付措置という、そういう枠もあってもいいのではないかというふうに思ふのです、いわゆる高齢者向け給付金とか。先ほど言いましたように、10万円そっくりやるのではなくて、そのうち半額、50%の5万円枠を設けるとか、そういうふうなことも、大熊町さんとも調整をしなくてはいけないでしょうし、県とも協議をしなくてはいけないと思ひますので、ぜひとも町民の期待に応えられるような生活サポート給付金というあり方にしていただきたいというふうに思ひます。

以上で質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（佐々木清一君） 通告順位2番、議席番号5番、清川泰弘君の一般質問を許可いたします。

5番、清川泰弘君。

（5番 清川泰弘君登壇）

○5番（清川泰弘君） 議席番号5番、ただいま議長から登壇の許可を得ましたので、久々に一般質問をやりたいと思ひます。ただいまの答弁などを聞いていますと、私の質問することに答えているような答弁の内容がありましたけれども、改めて私のほうからも質問したいと思ひます。

双葉町の復旧・復興についての現状と今後について伺いたいと思ひます。伊澤町長には就任以来、

町の復旧・復興に、また町民の支援のために日々取り組まれております。被災から5年9カ月が過ぎ、これから先が最も重要になってくると思います。そこで、次の事項について伺いたいと思います。

就任以来の取り組みについて、率直な自己評価を伺いたいと思います。

2つ目に、今後の町の復旧・復興及び町民支援の構想、その実現に向けての決意と、あわせて再出馬の意思があるかどうかを伺いたいと思いますが、簡単明瞭で結構ですから、ひとつお願いしたいと思います。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

（町長 伊澤史朗君登壇）

○町長（伊澤史朗君） 5番、清川泰弘議員の質問にお答えいたします。

1番目の双葉町の復旧・復興の現状と今後について、就任以来の取り組みについての自己評価のおたただしですが、就任以来、全国に避難を強いられている町民の皆様へ生活支援を初め町の復興のための除染の取り組みや中間貯蔵施設の問題など、町が抱える数々の課題に取り組んでまいりました。特に国の原子力対策本部の避難指示区域の見直しに伴い、町内の警戒区域が避難指示解除準備区域と帰還困難区域への再編の取り組みと、あわせて復興まちづくり長期ビジョン、津波被災地域復旧・復興事業計画（両竹浜野地区復興計画）の策定を行い、「復興祈念公園」、「復興インターチェンジ」、「アーカイブ拠点施設」の立地等の実現に至ったところであります。さらに、現在「復興まちづくり計画（第二次）」を策定中であり、「新たな産業雇用の場」「新たな生活の場」の創出に向けて、政策の具現化を目指しているところであります。また、町の将来を担う次世代の育成のため、町立幼・小・中学校を再開し、「町の教育ビジョン」に沿い、特色ある教育を推進し、着実にその成果が出てきているところであります。これらの取り組みにより、ようやく復旧・復興の道筋がつけられたものと考えております。

この間、自分としては、全身全霊をもって、町民の皆様のご生活再建及び町の復旧・復興のため、精いっぱい取り組んできたというのが率直な気持ちであります。ご理解いただければと思います。

次に、町の復旧・復興及び町民の支援構想、その実現に向けての決意と再出馬の意思があるかのおたただしでございますが、平成25年3月に町長に就任以来4カ年になっております。その中で、町長に就任後、特に一番最初に取り組んだ仕事としましては、双葉町以外の郡内の町村は既に区域の見直しを行っており、町として遅れていたというふうな実感を持っておりました。そういったことから、先ほどの答弁でも申し上げました、帰還困難区域、避難指示解除準備区域というふうな判断をさせていただくようになったことでございます。

その後、平成25年には、役場機能の埼玉県から福島県、こちらいわき市への移転、避難所の閉鎖、そしてこちらに戻ってきましてからは、3年間休校が続いておりました町立学校の再開。また、県内の復興公営住宅の整備等々、先日も白河市にできました、双葉町民の方が主として入る南湖南復興公営住宅、そして白坂団地というふうに、ようやく復興公営住宅の整備も少しずつではありますが、進

んでいる現状でございます。

そういった中で、双葉町復興まちづくり長期ビジョンをもとに、復興まちづくり計画第一次、第二次につきましては、先般委員長、副委員長から意見をいただきました。そういったことで、双葉町の復興もようやく、少しずつではありますが、形になってきたのかなとそういうふうな思いをいたしております。

今月当初には、町内6団体の皆さんから、町長の再選出馬の要請というものをいただきました。非常に光栄なことだと思っております。そういったことも踏まえ、後援会の皆さん、いろいろ相談すべき方々と話し合いをさせていただき、今私としましては、この復興の取り組みを、町民の皆様の負託をいただけるならば、再度出馬をして、全身全霊を傾けて取り組んでいきたい、そのように考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（佐々木清一君） 5番、清川泰弘君。

○5番（清川泰弘君） ただいまは町長から再出馬の決意がなされ、私どもも町民の皆さんとのいろいろの会話の中で、うちの町長は、パフォーマンスは余り上手ではないけれども、実直で、テレビその他見ていると、安心して見ていると、こういう評価があるのです。中には、自分の利害に関して、自分の思うようにならない人はいろいろ言う方もおりますけれども、それはそれで意見は意見として聞いて、だけれども、大方の町民の方は、伊澤町長には期待していますので、次の選挙には大量得票で当選されて、また町民のためにひとつ尽力していただきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（佐々木清一君） 休議します。

休憩 午前 9時54分

再開 午前10時10分

○議長（佐々木清一君） 会議に戻します。

通告順位3番、議席番号4番、菅野博紀君の一般質問を許可いたします。

4番、菅野博紀君。

（4番 菅野博紀君登壇）

○4番（菅野博紀君） おはようございます。通告番号3番、議席番号4番、菅野博紀、ただいま議長の一般質問の許可が出ましたので、通告に従い、一般質問させていただきます。

1番、補償・賠償について。平成29年2月以降の補償・賠償について、何も進んでいないように思いますが、行政としての動きなどあればお伺いいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

（町長 伊澤史朗君登壇）

○町長（伊澤史朗君） 4番、菅野博紀議員の質問にお答えいたします。

1 番目の補償・賠償について。平成29年2月以降の補償・賠償について、何も進んでいないように思えるが、行政としての動きなどがあればお伺いしたいとおたただしですが、これまで町では、国や東京電力に対し、町民の被害実態に即した賠償を行うよう、再三にわたり求めてきております。今月2日に行った中央要望の際にも、関係各省に対し、これまで町として、「避難を強いられた状況が今後とも相当期間続くことが見込まれる双葉町の特殊な事情を十分理解し、被災地域について一律の対応とするのではなく、双葉町の被害実態に即した賠償を実施するよう求め続けている中、この点について国として結論を出し、地元自治体はもちろん、被災した住民に対し、国としてしっかり説明する」よう、町民に対する生活再建支援の充実とあわせて求めてきたところです。

今後とも引き続き、町民に寄り添った、丁寧かつ真摯な賠償対応を求めてまいりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（佐々木清一君） 4番、菅野博紀君。

○4番（菅野博紀君） この点に関してはちょっと要望を言いたいと思います。

陳情、わかります。去る先月の11日、私たちも東京電力、中央に要望活動に行きました。この賠償に関してはいろいろな話がありましたが、国として、ある程度のお示し、今検討していることなどを聞いてきました。それに関して、ぜひ進めていただきたいと。来年、慣例である、行政が中央によく、年を越したときに、要望というよりもご挨拶をしながら行くときにでも、この件に関しては進めていただきたいということと、あと東京電力にも11日に行ってきました。11月11日。その時の廣瀬社長の挨拶の中で、「皆さんの賠償、補償をするためにも、我々の会社は」と、一生懸命頑張っていくよという内容のご挨拶ももらいました。

相手もそういうふうであれば、僕は共存共栄も一つの方法だと思います。東京電力さんがつぶれてしまったら、結局将来の賠償、補償は国だけになってしまう。今の国の無責任な対応では、とてもではないですけども、双葉の町民の皆さんが、避難生活のまま、本当に孤独死、餓死等の事故が出ないように進めていただきたいので、ぜひともこれは中央の要望、要望というよりももう要請です。要請と東京電力との今後の話し合いを多く持って、来年1月をスタートしていただきたいなという要望をさせていただきます。

2番目の質問に入ります。双葉町町民の避難生活について。避難生活も5年以上たちますが、今後の予定などあればお伺いいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 2番目の双葉町民の避難生活について、避難生活も5年以上となるが、今後の予定などがあれば伺いたいとおたただしですが、応急仮設住宅、みなし仮設住宅の提供は、現在平成30年3月までとなっております。また、復興公営住宅は、平成26年11月の郡山市八山田団地より入居が開始され、平成29年度の後期には、勿来酒井復興公営住宅へ入居が可能となる予定となっております。

応急仮設住宅については、居住者からの申し出、仮設支援員の巡回、福島県による現地調査により、修理、修繕を行っております。しかし、5年以上経過しており、入居者が減少していることから、11月に6カ所の応急仮設住宅において、入居者の新規募集の停止や復興公営住宅への入居案内等の住民説明会を開催したところです。

生活再建に必要な支援策としまして、本年度より10年間、生活サポート補助金事業を開始したところです。また、年度毎の対応となっている高速道路の無料化、医療費の減免措置については、今月2日にも国へ要望してきたところであり、今後とも関係省庁に求めてまいります。

町民のきずなの継続につきましては、ふるさとをつなぐために重要であり、現在県内外に3カ所の町民交流施設を設置し、各種教室やサロン等を開催しており、加えてふたさぼ（復興支援員）との連携等により、各種交流イベントに引き続き取り組んでまいります。また、来年度完成する勿来酒井地区復興公営住宅内に整備される集会場についても、新たなコミュニティーの場として活用を図っていきたくと考えております。

自治会組織につきましては、県内外に8自治会が組織されており、今後とも運営支援の充実を図り、町民のきずなの維持、生活の孤立防止に努め、町民の皆さんが安心して生活ができるよう取り組んでまいります。

○議長（佐々木清一君） 4番、菅野博紀君。

○4番（菅野博紀君） この件に関しては、大きく何点か言ったほうがいいのかなというのがあるのですが、今町長の答弁の中にありました高速無料化、医療費無料化、これは前に町長ご自身で、中央要望に行ったときに、これは続けなくてはならないのではないかなというような答弁を前に町長はしていると思うのです。そういうものを、逆に言うと、こういう場でちゃんと、要望ではなくて、国として時限立法、1年、1年でしかできないというのはわかります。わかりますけれども、そのことを言っていたということ、例えばこのライブとか、そういうことで言うことによって、僕は町民の皆さんの安心につながると思うのです。今医療費はすごくかかっています。

あと、この前要望に行ったときに、全体で高速の無料化100億円という話ですが、帰還できている地域と帰還できていない地域というのは、私は多分全然違うと思うのです。そこら辺を踏まえて、約束は国に守っていただきたいという話をその要望活動があるときにはぜひ言っていただきたいということと。

もう一つ、重要なことなのですが、仮設住宅、あと借上げ住宅、今平成30年の2月、3月ぐらいの話ですよ。もう終わりですよという話が出ていますけれども、帰れるような地域であれば、それはわかります。ただ、仮設住宅から復興住宅に出たときに、今度は家賃が発生するわけです。今は、いろいろなことで保証人は、要らないということはないのですが、どうしてもいない場合はしょうがないということになっています。なっていますけれども、実際に言ったら、本当に避難生活をして家賃まで払ってという状況。さっきの賠償、補償についてという部分にも入りますけれども、

例えば東京電力、国でも県でも構わないので、そういう部分は見ていただきたいと。

家賃がかかるから出られないという人もいるし、あと借上げ住宅も、やっぱりそれなりにご事情があつて出ていると思うのです。批判するというあれではないですけども、実際一人一人皆さんが、例えば本当に兄弟が近いから、そこに居るための借上げ住宅とか、そういうのもあるので、そこも要望にぜひ入れて、要望というか、本当にこれは要請ですよ、近々の課題になってきているので。私たちができるだけ努力はしたいと思います。まず、今は生活再建も確かに大事ですけども、目先の町民の皆さんの生活を何とかしないとイケないと思うのです。

そこら辺に関してどういうふうにあれしていくのかというのを、ご答弁をもう一回いただいて、質問を終わりたいと思います。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 菅野議員の再質問にお答えいたします。

高速道路の無料化、医療費の減免措置については、今月2日の中央要望でも特に強く申し入れをしてきたところであります。毎年、毎年予算措置の関係上、単年度でやっているということに関しましては、私自身も非常に不思議な感じをしております。こういったことで、町民の皆さんが避難の長期化に基づく対応というのは必要ではないかと。予算措置を単年度でなくて、もっと複数年にそういう対応ができませんかというふうな申し入れはしてきてございます。そういったことも今後取り組んでいきたいと思っております。

また、仮設、そしてみなし住宅の終期が、現在の予定では平成30年3月となっている現状について、例えば復興公営住宅に入居される住民の皆さんの家賃の対応についてのおたしだと思っておりますが、当然住民の皆さんにそういった対応を考えなくてはならない。まず、そういうふうな軽減化ということも含めて、国、そして県のほうにも交渉をしてみたいと思っております。

○議長（佐々木清一君） 4番、菅野博紀君。

○4番（菅野博紀君） 今復興住宅だけではなくて、つけ加えて借上げ住宅も、ぜひともそこら辺は軽減もよろしくをお願いします。

3番、中間貯蔵施設について。中間貯蔵施設の用地買収は進んでいるようには思えませんが、町有地も一時仮置きという形ではあるものの搬入が始まっています。町長は、地権者の何%の契約で町有地の契約をするのか、契約方法は地上権または売買なのかお伺いいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 3番目の中間貯蔵施設について、地権者の何%の契約で町有地の契約をするのか、契約方法は地上権または売買なのかのおたしですが、平成28年11月末日現在の双葉町内中間貯蔵施設建設予定地の用地取得状況は、面積ベースで16.7%、人数ベースで27.1%となっております。直近数カ月の契約数は、それ以前と比べ進捗率の伸びが顕著であるものの、累計ではまだ十分な進捗でないと考えております。町有地の判断につきましては、地権者の皆様の動向を踏まえて判断す

るという従来の考えを継続しております。

議員ご指摘のとおり、既に町有地への搬入は開始しておりますが、これは学校の除染土壌に限って受け入れているものであり、経過として、それまでの議論とは切り離し、町民の意見の集約や議会への説明を経た上で町有地の一時使用を認めたものであります。

したがって、それ以外の用途で使用される町有地の契約については、まだその判断をするべき時期ではないと考えております。判断時期や判断基準については、用地の契約状況を経過観察しながら、議会の皆様と相談して決めていきたいと考えております。

なお、環境省に対しては、用地取得の加速化と地権者への丁寧な対応を引き続き求めてまいります。

○議長（佐々木清一君） 4番、菅野博紀君。

○4番（菅野博紀君） 私は、中間貯蔵施設の安全委員会にも行かせていただいているのですが、大熊町の方々、代表の方とか、いろいろな方とお話した中で思うのは、どうしても思うのは、ある一部の人はもう諦めて契約した何したというものをよく聞きます。そこと国と闘っている方たちは、闘ってというか交渉している方々は、不動産鑑定士を別に頼んで、弁護士さんと頼んでいろいろやったり何かしているのですが、実際はその説明ができないような状況、国がですね。自分たちの不動産鑑定士が正しいみたいな感じの方向性みたいなのです。副町長も行っているからわかると思うのですが。

そんな中で、町としてかかわらないのではなくて、誠意、この前も伊藤副大臣も一緒に来ましたが、誠意、誠意、福島の復興には皆さんの協力が必要ですよという話を聞いて、終わった後に副大臣とちょっとお話しさせていただいて、福島県の復興のために我々の地域がそういうふうになるのは、僕は理解しているつもりなのです。だけれども、理解してはいるのですが、その対応が理解できないのです。口で言っているものと、また違う部分があるので、ぜひこれはちゃんと話し合わなくてはならないことだと思うのです。本当に中間貯蔵施設なのか。よく言われて、今の時期言うともまずいのかもしれないけれども、最終処分場なのか。

いろいろ今後の双葉町を考えたときに、これもやっぱりビジネスにしていけないと、税金なり一般の会社でできるようなものにしていけないと、今後双葉の財政が、今依存財源が90%を超えているのです。国の言うことを聞かなくてはならないのは、やっぱりそういう依存財源で、いつでも切ってやるぞというようなものではなくて、一般財源、自由に使えるお金ですよ。国でよくだまされる、自由度の高い交付金というのを双葉町でいただいて、自由度が高いって、どこまで自由度が高いのですかと聞いたときに、もらってみたら自由度は全然高くなかったと。やっぱりひもつきだったというふうなこともあるので、今後将来を考えて、この中間貯蔵施設に関しては、町の復興の一部としてやっていくべきだと思うのです。

それと、もう一つは、中間貯蔵と収束というのは、僕は、離して考えるのではなくて、プラスアルファに考えないと、同じものとして考えないとどうしようもなくなってくるのかなと。後々問題にな

るのだったら、今の僕たちのと言ったら悪いですけども、この時代である程度の責任をとって方向性を立てないと、将来の双葉町が僕はなくなってしまうのかなと思うのですけれども、そこら辺をどういうふうに考えているのか再質問させていただきます。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 菅野議員の再質問にお答えいたします。

まず、いろいろな地権者の組織や任意の団体があるというふうなことも把握しておりますし、いろいろな財物に関しての調査の対応が、国と任意団体のほうでやっているものと随分数字的なもので開きがあるというのは、私も伺っております。そういったことで、どちらが正しいかということではなくて、きちっとこれはお互いが納得するような状況、取り組みというのは必要ですし、どちらがどういうふうにとということよりも、まず地権者の皆さんに協力していただくのだという国の対応が変わらずやるということが一番必要なのだろうと。地権者の皆さんに協力していただくためには、どの辺まで譲歩するべきなのかといったことも踏まえて、そういうふうな国の判断というのは必要なのではないかというふうに思っております。町として、どこまでそういったものに対して取り組みができるかというのはなかなか難しい状況ではありますけれども、町もできるものは対応していきたいというふうな考えを持っております。

また、今後の町を存続するためのいろいろな取り組み。議員がおっしゃったように、依存財源、自主財源を含めて、そういうふうな今の財政状況に関しては、非常に頭でっかちになっているということも十分理解しております。自主財源、一般財源が今後町にとっていかに大切なものかというのは、私自身も十分感じておりますので、そういった取り組み、そういった財源の確保ができるような今後の町としての方向性を見出していきたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（佐々木清一君） 4番、菅野博紀君。

○4番（菅野博紀君） これで一般質問を終わりたいと思いますが、本当に一般財源非常に、この後の同僚議員が質問すると思しますので、町一丸となって、そういう将来の双葉町のためにも動かなくてはならないと思しますので、要望活動をぜひよろしく願いいたします。

これで一般質問を終わります。

○議長（佐々木清一君） 通告順位4番、議席番号1番、羽山君子君の一般質問を許可いたします。

1番、羽山君子君。

（1番 羽山君子君登壇）

○1番（羽山君子君） おはようございます。議席番号1番、通告番号4番、羽山君子、議長より一般質問の許可をいただきましたので、質問をさせていただきます。

1番、中間貯蔵施設への放射性廃棄物の搬入について。中間貯蔵施設が平成29年1月から試運転されることについて報道されたが、町は本格搬入を容認されたのかお伺いいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

（町長 伊澤史朗君登壇）

○町長（伊澤史朗君） 1番、羽山君子議員の質問にお答えいたします。

中間貯蔵施設への放射性廃棄物の搬入について、町は本格搬入を容認されたのかとのおたただしですが、中間貯蔵施設の一つである受入・分別施設の稼働については、9月15日に開催された町議会全員協議会でも環境省が説明しておりますが、平成29年1月以降、準備が整い次第試運転が予定されております。

中間貯蔵施設の建設や除去土壌等の収集・運搬などに関しては、平成27年2月25日に県、双葉町、大熊町及び環境省の4者間で「中間貯蔵施設の周辺地域の安全確保等に関する協定書」を締結しております。議会からの意見も反映したこの協定書締結をもって、除去土壌等の収集・運搬を容認し、輸送が行われていると考えておりますが、町としましては、今後共用される施設への除去土壌等の収集・運搬においても、当該協定書や関係法令が遵守されることを注意深く監視するとともに、今年度の輸送の検証結果等を踏まえ、改善すべき点はしっかり改善してもらうことにより、引き続き安全な輸送を環境省に求めていく考えであります。

○議長（佐々木清一君） 1番、羽山君子君。

○1番（羽山君子君） 今本格搬入の件で環境省より説明がありましたが、搬入に当たっての条件、町では搬入を容認しましたよと、27年度ですか、ありましたけれども、その搬入に当たっての町としての条件は用意されているのでしょうか、何か。ただ搬入を容認……したのですよね。搬入を容認したとすれば、やはり町としてどういう条件で搬入を容認したのか、その辺をお伺いいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 羽山君子議員の再質問にお答えいたします。

建設課長に説明をさせます。

○議長（佐々木清一君） 猪狩建設課長。

○建設課長（猪狩 浩君） 羽山議員の再質問についてご説明申し上げます。

本格搬入に当たりましての町としての条件ということでございますが、先日の議会全員協議会で環境省のほうから説明があったとおり、現在はパイロット輸送という扱いで町のほうとしても容認してございますので、条件としては出してございません。

○議長（佐々木清一君） 1番、羽山君子君。

○1番（羽山君子君） それでは、パイロット輸送はどの時点まで容認するのかな。どの状態の中で、ここまではパイロット輸送で、あとは本格輸送になりますよということへのきちっとした分かれ目とか、区切りというのはあるのでしょうか。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 羽山議員の再々質問にお答えいたします。

まず、判断につきましては、本格施設の整備状況なども考えながら、議会と相談をしながらその判断をしていきたいと思っております。

○議長（佐々木清一君） 1番、羽山君子君。

○1番（羽山君子君） それでは、2番に移りたいと思います。

中間貯蔵施設受け入れにかかわる迷惑料について、再度の質問ですが、フレコンバッグの迷惑料について、放射性廃棄物という極めて迷惑な物質を搬入貯蔵させるに当たって、中間貯蔵施設整備等影響緩和交付金以外に、将来のまちづくり、地域振興に要する財源確保のために、迷惑料または保管するわけですので、保管税などを求めるべきと主張してきたが、町は国及び関係機関に対して要望されたのかをお伺いいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 2番目の中間貯蔵施設受け入れに係る迷惑料について、中間貯蔵施設受け入れに係る迷惑料についてのおたしですが、平成26年度に中間貯蔵施設整備等影響緩和交付金389億円が国から双葉町へ交付されております。この交付金以外のものとして、これまで羽山議員からご提案のあった財源の確保策についても検討してまいりましたが、非常に難しい面があり、国・県等に直接的な要望には至っておりません。将来のまちづくり、地域復興に要する財源確保は大きな課題であると認識しており、これまでも国・県等に対して、町の復興、地域振興等の事業を実施するための長期的な財源確保と町のニーズに合う補助対象メニューの拡大等を求めてきており、今後も引き続き求めてまいりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（佐々木清一君） 1番、羽山君子君。

○1番（羽山君子君） 避難して6年もたっております。これから先、町民の皆様の生活を考えたときに、このフレコンバッグを運んできて、やっぱり迷惑ですよ。保管もします。やっぱりこれはいただかないと、389億円で皆さん、うん、いいね、いい金額だねと思っているのでしょうか。1年間1人当たりにしたら18万6,000円だか9,000円になりますけれども、そんな金額で納得できる金額ではないですから。こうやって避難しているわけですから。やはりもう少し、町長も先ほど中間貯蔵施設への取り組み、全身全霊で取り組んでまいりましたとお話ししておりますよね。やはりこういうことが一番、私はお金が一番だと思っています、やはり避難してきて。

前にもお話ししましたけれども、やはり避難していれば、一歩出ればお金から先なのです、町民の皆様は。今までは田んぼ、畑、お茶、ほとんどただで、漬物でできましたけれども、今はそれではなりません。コーヒー、ケーキ。コミュニティーも130キロも40キロもあるのです。そういった中で、やっぱりどんなことをしたって、この389億円で納得されていると思っているのでしょうか。私はいつも思っているのです。こんなに皆さんが苦しいと思っているのに、389億円、389億円と言われても、本当に困ってしまいますので、全身全霊で取り組んでおられる町長さん、取り組んでおられたのですので、ぜひその辺もお願いしておきたいと思っております。

3番に移ります。今後のまちづくりに係る財源確保について。永続的に町を維持していくために、財源の確保が必要である。復興まちづくりに沿って公共施設やアーカイブ施設が整備されれば、維持の財源が必要となる。人口減が目に見えている中の税収入の減は明確です。町は、今後の財源をどのように安定的に確保されるのかお伺いいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 3番目の今後のまちづくりに係る財源確保について。今後のまちづくりに係る財源確保についてのおたただしですが、平成27年度決算の依存財源は65.9%で、平成22年度決算と比べると13.2%増加しており、震災以降においては、国・県の交付金等に頼らざるを得ない財源状況が続いております。

復興まちづくり計画に沿った公共施設等の整備費については、国・県の交付金の充当が見込まれますが、整備した施設等の維持管理費については、国・県の財源が充当できるかについては不透明な部分があります。このため、今後施設維持管理経費についても、国・県の財源が充当できるよう求めていく考えであります。また、後年度の負担の軽減を図るための施設維持管理に特化した基金の設置等の検討も進め、計画的な財政運営に努めてまいります。

○議長（佐々木清一君） 1番、羽山君子君。

○1番（羽山君子君） この新聞にも、いつでも地方交付税の目減りや町再建にかかわる復興交付金、不透明で、いつまで続くかわからないというようなことが出ておりました。その中で、金銭に求めるといってもちょっと、一般財源、要するに経費ですね、経費というのは国・県に求めても入ってくるのでしょうか。ここの、企業が入ってこない限り、やはりその経費というのは、国・県でも、それでも出していただけなのかということが一つです。

あと、この前、何社ぐらいの方が、民間企業が復興拠点に入る、どのくらいの財源が確保できるのかも試算はあるのでしょうか。震災前の歳出は約40から50億円、震災後60億円から70億円ぐらい大体かかるのではないかと考えております。町は、町有地の提供は無償提供ですと話しておられますし、復興まちづくりも重要ですが、将来の子供のために身の丈に合ったまちづくりを進めてほしいと思いますが、その財源、例えばこれから企業が入ってきて、まちづくりに合った一般財源を、私たちのを出さないで、国・県から予算が出るのかどうか、その辺再度確認したいと思います。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 羽山議員の再質問にお答えいたします。

まず、いろいろな事業に関しての、つくった後の運営経費、また復興拠点の整備をした後のそれらの経費等についてのおたただしだと思いますが、いずれにしても国、県にそういった経費の応援、支援ということは要求していかなくてはならないと思っておりますし、そういう交渉をしていきたいと思っております。

○議長（佐々木清一君） 1番、羽山君子君。

○1番(羽山君子君) それでは、4番に移りたいと思います。

復興拠点を除く地域の対応について。復興拠点として、除染や家屋の解体が実施され、町が新しい町並みとして整備されようとしているが、その他の地域は、除染や解体等について具体的に明示されていない。町民の多くは、除染や解体等も復興拠点と同等、同様に、国の責任において実施されることを望んでいる。景観の維持とともに町民が安心して立ち寄れる状態にするために、除染や解体について国に強く要望すべきと思うが、町長の考えをお伺いいたします。

○議長(佐々木清一君) 町長、伊澤史朗君。

○町長(伊澤史朗君) 4番、復興拠点を除く地域の対応について、除染や解体等について国に強く要望すべきと思うが、町長の考えを伺いたいとおたがひですが、除染や解体等については、去る12月2日にも中央省庁へ要望を行ったところです。総論として、帰還困難区域全域の帰還環境整備・避難指示解除に向けた取り組みの継続を要望したほか、「まちの復興」各論としては、双葉町内の除染の早期かつ計画的な実施、さらには帰還困難区域内の公共事業等に係る廃棄物処理方針についても要望しております。

町としましては、平成28年8月31日に国が示した帰還困難区域の取り扱い方針に基づき、まずは復興拠点の設定と、認定された復興拠点整備に注力してまいります。その後、進捗状況等を踏まえて、復興拠点の区域を段階的に拡張していく考えです。いずれの復興拠点認定後においても、整備の前提として、国が除染及び解体を実施するべきと考えており、その着実な履行を確認してまいります。

また、復興拠点は、町内復興のための足がかりであり、将来的には全域を居住可能とする必要があります。現段階では復興拠点以外の除染の時期や方法等が不透明であります。国の帰還困難区域の取り扱い方針においては、たとえ長い年月を要するとしても、将来的に帰還困難区域の全てを避難指示解除し、復興・再生に責任を持って取り組むとの決意が示されておりますので、この決意に基づき、復興が早期かつ円滑に実施されるよう、国には除染や解体の実施を含めた施策の実現を引き続き求めてまいります。

○議長(佐々木清一君) 1番、羽山君子君。

○1番(羽山君子君) 町は、いろいろなところで国あたりに要望されているようですが、震災後6年近くたって、家屋の荒廃や動物による被害が甚だしい状況であります。このことについて、国と交渉はしてきたとおっしゃられていましたし、順番や時期はまだ先とかという話は、町政懇談会で話をされています。がしかし、私たち町民の心情を思えば、もっと町は町民に寄り添った回答はなかったのかなというのがやはり。

ここに、この前の中央要望のところの交渉のところ、地元が地元を復興するという意欲を強く持って進めることが大切だという復興庁の大臣さんのお答えがありましたけれども、やはり町は町として何か、町民がやはり自分のうちが荒廃していく中で、どうしたら少しでも心が安まるのかなと避難して思ったときに、もう少し何かいい方法がないのかなと考えていただきたいのです。その辺を

もう少しいい意味で町民の皆さんにお伝えできないものかと。

いつも私は皆さんに言われるのですけれども、復興拠点外の方からのお電話が多いのです、そうだった。どうしてみんな一緒にやってくれないのということですし、この前来たときに、先ほども言いました、オリンピックに向けてという県の方の答え、私はあれがすごくぐさっと突いたのです。何でオリンピックに向けて復興する。そういう言い方はないでしょうと私は思うのです、やはり。

だったら、もっと早目に町は、そういう県内外の方、国に見てもらおうと言っているのですから、やはり町全体を更地にして、ある程度町の広い範囲を更地にして、それから復興拠点をつくるというのがきれいなまちづくりではないかなと私は思っているのです。そういうことをやってほしいなと思っていたら、先ほどの町長さんのご意見。町全体は難しいよということを言われましたけれども、私からすれば、やはり復興拠点があって、周りが汚いのでは、汚いって、汚れていて荒廃しているのでは、とても復興したとは言えませんので、その辺を復興庁の今村大臣がお話しされたように、特色ある町をつくっていくためには、前進していくためには、意欲を持って復興するという、意欲を持って前進していくためには、町としてもそういう、周りを少しずつでもいいから。拠点はではやりましたよ、では拠点だけといっても困るので、周りもそれに近いような形できれいにしていきたいなと思っています。

強いて言えば、私はやっぱり家屋の解体については、解体や町全体を除染してから、やっぱり更地にしてから町の復興拠点をつくるべきだと思っていますし、その辺のことをよろしく願いいたします、私のきょうの質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（佐々木清一君） これで一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（佐々木清一君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

ご苦労さまでした。

（午前10時53分）

1 2 月 定 例 町 議 会

(第 3 号)

平成28年第4回双葉町議会定例会議事日程（第3号）

平成28年12月15日（木曜日）午前9時開議

開 議

- 日程第1 議案第67号 双葉町結婚祝金支給条例の制定について
- 日程第2 議案第68号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第3 議案第69号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 日程第4 議案第70号 職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第5 議案第71号 双葉町特定疾患患者見舞金支給条例の一部改正について
- 日程第6 議案第72号 平成28年度双葉町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第7 議案第73号 平成28年度双葉町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第8 議案第74号 平成28年度双葉町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第9 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

閉 会

○出席議員（7名）

1番	羽山君子君	2番	白岩寿夫君
3番	高萩文孝君	4番	菅野博紀君
5番	清川泰弘君	7番	岩本久人君
8番	佐々木清一君		

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	伊澤史朗君
副町長	金田勇君
教育長	半谷淳君
総括参事	武内裕美君
秘書広報課長	板倉幸美君
総務課長	舶来丈夫君
復興推進課長	平岩邦弘君
戸籍税務課長	井戸川陽一君
産業課長兼 農業委員兼 農事局長兼 コミュニティー センター所長	志賀睦君
建設課長	猪狩浩君
住民生活課長	松本信英君
健康福祉課長兼 青年婦人会館長	橋本仁君
生活支援課長	志賀公夫君
教育総務課長	小野田真澄君
会計管理者	山本一弥君

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長	山下正夫
書記	高橋春枝

◎開議の宣告

○議長（佐々木清一君） おはようございます。ただいまの出席議員は7名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

（午前 9時00分）

◎議事日程の報告

○議長（佐々木清一君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

◎議案第67号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木清一君） 日程第1、議案第67号 双葉町結婚祝金支給条例の制定についてを議題とします。

詳細については全員協議会で説明を受けておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第67号 双葉町結婚祝金支給条例の制定についてを原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（佐々木清一君） 起立全員です。

よって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

◎議案第68号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木清一君） 日程第2、議案第68号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題とします。

詳細については全員協議会で説明を受けておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ありません

か。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第68号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(佐々木清一君) 起立全員です。

よって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

◎議案第69号の質疑、討論、採決

○議長(佐々木清一君) 日程第3、議案第69号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正についてを議題とします。

詳細については全員協議会で説明を受けておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第69号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正についてを原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（佐々木清一君） 起立全員です。

よって、議案第69号は原案のとおり可決されました。

◎議案第70号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木清一君） 日程第4、議案第70号 職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題とします。

詳細については全員協議会で説明を受けておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第70号 職員の給与に関する条例の一部改正についてを原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（佐々木清一君） 起立全員です。

よって、議案第70号は原案のとおり可決されました。

◎議案第71号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木清一君） 日程第5、議案第71号 双葉町特定疾患患者見舞金支給条例の一部改正についてを議題とします。

詳細については全員協議会で説明を受けておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第71号 双葉町特定疾患患者見舞金支給条例の一部改正についてを原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（佐々木清一君） 起立全員です。

よって、議案第71号は原案のとおり可決されました。

◎議案第72号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木清一君） 日程第6、議案第72号 平成28年度双葉町一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

詳細については全員協議会で説明を受けておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑は説明書により、歳入から行います。

第1款町税。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第11款分担金及び負担金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第12款使用料及び手数料。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第13款国庫支出金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第14款県支出金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第15款財産収入。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第16款寄附金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第17款繰入金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第19款諸収入。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 歳出に入ります。

第1款議会費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第2款総務費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第3款民生費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第4款衛生費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第5款労働費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第6款農林水産業費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第7款商工費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第8款土木費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第9款消防費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第10款教育費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第12款公債費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第13款諸支出金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第14款予備費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第72号 平成28年度双葉町一般会計補正予算（第4号）を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（佐々木清一君） 起立全員です。

よって、議案第72号は原案のとおり可決されました。

◎議案第73号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木清一君） 日程第7、議案第73号 平成28年度双葉町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

詳細については全員協議会で説明を受けておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑は説明書により、歳入から行います。

第3款国庫支出金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第4款県支出金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第7款共同事業交付金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第9款繰入金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 歳出に入ります。

第1款総務費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第2款保険給付費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第6款介護納付金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第7款共同事業拠出金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第11款予備費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第73号 平成28年度双葉町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(佐々木清一君) 起立全員です。

よって、議案第73号は原案のとおり可決されました。

◎議案第74号の質疑、討論、採決

○議長(佐々木清一君) 日程第8、議案第74号 平成28年度双葉町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)を議題とします。

詳細については全員協議会で説明を受けておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑は説明書により、歳入から行います。

第3款繰入金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第5款諸収入。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 歳出に入ります。

第1款公共下水道事業費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第74号 平成28年度双葉町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(佐々木清一君) 起立全員です。

よって、議案第74号は原案のとおり可決されました。

◎議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

○議長(佐々木清一君) 日程第9、議会運営委員会からの閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によってお手元に配りました本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長(佐々木清一君) 以上をもちまして、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

これで平成28年第4回双葉町議会定例会を閉会します。

ご苦労さまでした。

(午前 9時14分)

地方自治法第123条の規定によりここに署名する。

議 長 佐々木 清 一

署名議員 清 川 泰 弘

署名議員 岩 本 久 人